

諮問番号：平成29年度諮問第21号

答申番号：平成29年度答申第23号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

(1) 診断書では「日常生活能力の程度」が「入浴」以外はおおむね「一部介助」相当とされているものの、「問題行動及び習癖」に「多動」、「器物損壊」や「思いどおりにならないと物をなげたり、たたく。特にきりかえの難しさがある」との記載があり、日常生活においては前述の問題行動から著しい制限を受けており、また、不適応な行動があるために、十分な介助ができないことをもって、「一部介助」と診断されたものである。

(2) 診断書では「言語コミュニケーションの障害」は「軽度」とされているが、「他者との関わりで、いじめを受けることもある。ことばで助けを求めることはむずかしい。」、「こだわりがあり、又ことばでのコミュニケーションがむずかしい。」、「休み時間は、輪の中には入っているが、内容の理解はむずかしい。」とあり、社会性やコミュニケーション能力が乏しい状況にある。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、嘱託医師の審査判定及び診断書に基づき、認定要領及び認定基準に照らし合わせて、次のとおり判断し、原処分を行ったところであり、その判定内容については、適正なものであり、違法又は不当な点はない。

(1) コミュニケーションの困難さは一部認められるものの、普通学級に就学していること。

(2) 診断書の問題行動や習癖について、「器物損壊」とされる点は常時・頻回とは認められず、他の行動も2級の認定基準である「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまではいえないこと。

(3) 日常生活能力の程度については、「入浴」以外はおおむね「一部介助」とされていること。

(4) 要注意度が、前回認定時の「嚴重な注意を必要とする」から「随時一応の

注意が必要」と改善がみられていること。

(5) 上記(1)から(4)までの事実から、発達障害の2級の基準に該当するとまではいえず、また、主治医の意見は「中度」であり、一定の障害の状態にあることは認められるが、総合的に判断して、2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないこと。

(6) 審査請求人の主張に対しては、「一部介助」とは、「知的・精神の障害の影響で動作の一部に介助を要している。(見守りや声かけなど)」とされており、また、対象児童に社会性やコミュニケーション能力の乏しさ、問題行動があり、一定程度の障害があることは理解するが、上記(5)のとおり、2級の基準には該当するとまではいえないから、審査請求人の主張を認容することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

審査請求人の主張する事情（日常生活能力はおおむね「一部介助」とされ、「多動」、「器物損壊」の行動があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しいこと）については、いずれも、診断書に記載された内容か、相応のものといえることができ、原処分は、こうした診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われていることから、これを違法、不当ということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年8月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「相互的な社会関係の質的障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は、いずれも「乏しい」とされ、「自閉」や「不安」の精神症状及び「多動」や数ヶ月に一回程度の「器物破壊」などの問題行動がみられ、「食事」、「洗面」及び「排泄」は「一部介助」とされているものの、IQは81の正常とされており、日常生活における「一部介助」の内容は、「指示、見守り、声かけが必要」な程度とされているほか、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、特段の不適応な行動と認められる事情は窺われず、また、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美